

明治大学校友会千葉県西部支部

令和3年度 第18回総会資料



MEIJI UNIVERSITY

令和3年6月20日(日)

明治大学校歌

児玉花外 作詞
山田耕柝 作曲

一
白雲なびく駿河台
眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の榮になふ
明治その名ぞ吾等が母校
明治その名ぞ吾等が母校

二
権利自由の揺籃の
歴史は古く今もなほ
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

三
霊峰不二を仰ぎつつ
刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
正義の鐘を打ちて鳴らさむ
正義の鐘を打ちて鳴らさむ

児玉花外 作詩
山田耕柝 作曲

Tempo di marcia ben marcato (♩ = 112)

しーらくもなびくーすーるーがだいまー
 ゆひいでたるーわーこーうどがつくやじだ
 いのあーけーのーかねぶんかのうし
 おーみーちーびきてとげしいしんのはー
 えーになうーめいじそのなぞわれらーがほこ
 うおおめいじそのなぞわれらーがほこ

明治大学校友会 千葉県西部支部
第18回 総会資料 目次

令和2年4月2日	監査委員会	明治大学100委員会
1. 支部長挨拶	2
2. 議事		
第1号議案	2020年度事業報告書	3
第2号議案	2020年度収支計算書	4
	2020年度貸借対照表	5
	2020年度監査報告書	6
第3号議案	2021年度事業計画書(案)	7
第4号議案	2021年度収支予算書(案)	8
第5号議案	支部会則の改正	9
	支部役員名簿	11
3. 支部会則	12

ごあいさつ

会員各位

拝啓 新緑の候、会員の皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、校友会活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、我々はコロナ禍の真ただ中におり、コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急事態宣言が東京・大阪等の10都道府県に、また、まん延防止等重点措置が埼玉・千葉・神奈川等の8県に発令されております。こうした状況下におきましては、校友会の活動も3蜜防止の観点から、これまでのような対面方式中心の校友会開催が難しくなり、書面方式やオンライン併用方式の導入が避けられない事態になっております。このため、校友会における県単位支部長会、代議員会、各地域支部の定時総会等は軒並み書面方式やオンライン併用方式が採用されております。

わが西部支部の本年度定時総会につきましては、鋭意慎重に検討しました結果、対面方式での実施は避けるべきという支部役員全員の意見で書面決議方式によることといたしました。昨年に続いての書面決議方式採用は、甚だ遺憾なことではありますが、よろしくご賢察の上、ご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

次に、2020年度決算の状況は、以下の通りであります。

コロナ禍で支部としての事業活動の大部分が中止となっており、通常の見算状況とは大幅に異なっております。

収入面におきましては、支部会費収入は、コロナ禍以前の年度においては、通常、概ね70万円前後の収入計上がありますが、本年度につきましては、総会開催中止のためゼロとなり、収入は本部からの助成金収入のみとなっております。

一方、支出面におきましては、定時総会や役員会が開催中止、縮小となり、総会会場費の発生がなくなり、懇親会費、役員会費等も大幅に減少し、支出は、ほぼ支部総会開催通知費のみとなりました。以上により、本年度の収支規模は大幅に縮小する結果となりました。

なお、詳細につきましては、添付の2020年度収支計算書をご覧ください。

我々が、現在直面しているこのコロナの厳しい体験は、結果的に多くの気付の機会を齎しつつあるようです。これまで当然と思っていた人間社会の生活・行動様式、手法・考え方等に大きな変化を与えつつあります。こうした変化の影響はわが校友会活動の分野にも及んできており、先見性ある慎重な対応が必要ではないかと考えております。

会員の皆様方には、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

支部長 前田 勝己

2020年度(令和2年度)事業報告書

自 令和2年(2020年)4月1日 至 令和3年(2021年)3月31日

日 付	事 業 内 容	会 場
令和2年4月8日	監査委員会	聖徳大学10号館
令和2年4月18日	第1回 支部役員会(決算役員会)	中止(書面決議)
令和2年4月18日	第1回 支部長会	中止(書面決議)
令和2年4月26日	我孫子地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年5月16日	流山地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年5月17日	市川地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年5月23日	浦安地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年5月24日	柏地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年5月31日	船橋地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年6月13日	第2回 支部長会	中止(書面決議)
令和2年6月14日	第17回 千葉県西部支部定時総会	中止
令和2年7月18日	支部長・幹事長・地域支部長・本部員懇談会	中止
令和2年7月19日	定時代議員総会	開催中止(書面決議)
令和2年9月5日	支部長・幹事長・地域支部長・本部員懇談会	中止
令和2年9月5日	第56回 全国校友香川大会前夜祭	開催中止
令和2年9月6日	第56回 全国校友香川大会記念式典	開催中止
令和2年10月10日	第2回 支部役員会	船橋商工会議所会館
令和2年10月25日	第23回 ホームカミングデー	オンライン開催
令和2年11月15日	松戸地域支部総会	中止(書面決議)
令和2年12月5日	第3回 支部長会	中止(書面決議)
令和3年2月20日	第4回 支部長会・幹事長合同会議	中止(書面決議)
令和3年3月14日	第3回 支部役員会	山崎製パン 企業年金基金会館
令和3年3月27日	「西部支部だより・第17号」編集会議	中止

2020年度(令和2年度)収支計算書

自 令和2年(2020年)4月1日 至 令和3年(2021年)3月31日

(単位:円)

[収入の部]				
科目	予算額	決算額	差額	備考
I 本部より助成金収入	1,559,000	1,520,909	▲ 38,091	
1 支部総会開催通知費	1,080,000	1,120,909	40,909	発送件数 10,302
2 支部総会会場費	100,000	20,000	▲ 80,000	
3 支部運営助成費	379,000	380,000	1,000	校友数 17,940
II 支部会費収入	0	0	0	
1 総会費	0	0	0	
2 その他	0	0	0	
III 事業収入	0	0	0	
IV 寄付金収入	0	0	0	
V 果実収入	0	5	5	
VI 雑収入	260,000	0	▲ 260,000	
1 支部総会祝金	0	0	0	
2 新年会費	260,000	0	▲ 260,000	
収入合計	1,819,000	1,520,914	▲ 298,086	
前年度繰越額	426,365	426,365	0	
合計	2,245,365	1,947,279	▲ 298,086	
[支出の部]				
科目	予算額	決算額	差額	備考
I 事業費	50,000	0	▲ 50,000	
1 学生表彰金	0	0	0	
2 学生団体助成金	0	0	0	
3 地域支部交流費	20,000	0	▲ 20,000	
4 その他事業費	30,000	0	▲ 30,000	
II 広報費	100,000	96,840	▲ 3,160	
1 支部会報発行費	50,000	48,400	▲ 1,600	
2 広報関係費	50,000	48,440	▲ 1,560	ホームページ運営費
III 組織費	0	0	0	
1 地域支部助成金	0	0	0	
IV 運営費	1,570,000	1,256,024	▲ 313,976	
1 会議費	1,540,000	1,246,248	▲ 293,752	
①支部総会費	1,210,000	1,165,989	▲ 44,011	
支部総会開催通知費	1,080,000	1,120,909	40,909	
支部総会会場費	100,000	20,000	▲ 80,000	
懇親会費	0	0	0	
総会資料作成費	30,000	25,080	▲ 4,920	
②役員会費	290,000	29,340	▲ 260,660	
③監査委員会費	15,000	14,000	▲ 1,000	
④その他委員会費	15,000	17,423	2,423	
⑤業務費	10,000	19,496	9,496	
2 事務費	10,000	9,776	▲ 224	
3 慶弔費	20,000	0	▲ 20,000	
V 予備費	19,000	0	▲ 19,000	
VI 雑支出	80,000	0	▲ 80,000	
支出合計	1,819,000	1,352,864	▲ 466,136	
当年度収支差額	0	168,050	168,050	
次年度繰越額	426,365	594,415	168,050	
合計	2,245,365	1,947,279	▲ 298,086	

貸借対照表

令和3年(2021年)3月31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部		負債・基金および収支差額の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
普通預金	633,921	未払金	50,681
手元現金	11,175		
		繰越収支差額	594,415
合 計	645,096	合 計	645,096

現預金明細表

令和3年(2021年)3月31日 現在

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
普通預金	633,921	株式会社千葉銀行 市川支店
手元現金	11,175	
合 計	645,096	

2020年度(令和2年度)監査報告書

令和2年(2020年度)4月16日(令和2年)平成31年3月31日

監査報告書

明治大学校友会千葉県西部支部の2020年度の会計及び財産の状態並びに会務の執行状況について、明治大学校友会千葉県西部支部会則第15条に基づき監査を実施しました。その結果、以下の通り報告します。

会計及び財産の状態について

2020年度の会計収支決算及び財産について、諸帳簿、領収書等の証憑書類に基づき監査した結果、いずれも適正であると認めます。

会務の執行状況について

担当役員の説明、関係書類等により執行状況を監査した結果、適正に執行されたものと認めます。

2021年4月23日

明治大学校友会千葉県西部支部

監査委員 秋葉 昭



監査委員 植松 敏有



監査委員 高梨 政夫



2021年度(令和3年度)事業計画書(案)

(円)単位

自 令和3年(2021年)4月1日 至 令和4年(2022年)3月31日

1. 大学への賛助として

- (1) 校友会本部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 教育・研究の充実・発展に必要な経費及び施設拡充の資金確保のため、「明治大学未来サポーター募金」への募金・支援活動の推進

2. 会員相互の親睦・行事への参加

- (1) 令和3年度千葉県西部支部定時総会(第18回)の開催 (中止)
- (2) 第57回明治大学全国校友福島大会への参加 (中止)
- (3) 第24回ホームカミングデーへの参加 (令和3年10月17日)
- (4) 各地域支部の総会に出席及び新規地域支部設立への積極的支援の促進
- (5) 地域社会に対する大学のPRと貢献活動
- (6) 広報紙「千葉県西部支部だより・第17号」の発行

3. その他

- (1) ホームページ、支部広報紙「千葉県西部支部だより」によるPRおよび現会員との連携、新会員の増員を図る。
- (2) 若手会員の交流親睦を図るための新たな行事の準備
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業の推進

2021年度(令和3年度)収支予算書(案)

自 令和3年(2021年)4月1日 至 令和4年(2022年)3月31日

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
I 本部より助成金収入	1,550,000	I 事業費	50,000
1 支部総会開催通知費	1,170,000	1 学生表彰金	0
2 支部総会会場費	0	2 学生団体助成金	0
3 支部運営助成費	380,000	3 地域支部交流費	20,000
II 支部会費収入	0	4 その他事業費	30,000
1 総会費	0	II 広報費	100,000
2 その他	0	1 支部会報発行費	50,000
III 事業収入	0	2 広報関係費	50,000
IV 寄付金収入	0	III 組織費	0
V 果実収入	0	1 地域支部助成金	0
VI 雑収入	260,000	IV 運営費	1,560,000
1 支部総会祝金	0	1 会議費	1,530,000
2 新年会費	260,000	(1)支部総会費	1,200,000
3 その他	0	支部総会開催通知費	1,170,000
		支部総会会場費	0
		懇親会費	0
		総会資料制作費	30,000
		(2)役員会費	290,000
		(3)監査委員会費	15,000
		(4)その他委員会費	15,000
		(5)業務費	10,000
		2 事務費	10,000
		3 慶弔費	20,000
		V 予備費	20,000
		VI 雑支出	80,000
収入合計	1,810,000	支出合計	1,810,000
		当年度収支差額	0
前年度繰越収支差額	594,415	次年度繰越額	594,415
合計	2,404,415	合計	2,404,415

第5号議案

千葉県西部支部会則の一部改正について

1. 主な改正理由

2014 年度の定時代議員総会において可決された校友会本部会則の改正に伴い、2015 年度より支部会則の改正を重ねる中で見過ごされていた誤字により、会則の主旨とは異なる条文があり改正が必要となったため。

2. 主な改正内容

支部会則第 23 条第 2 項第 2 号の規定の「本部の会則に」を「本会の会則に」に改める。

3. 施行期日等

校友会長の承認を得た上で、その翌日より施行する。

以上

明治大学校友会千葉県西部支部会則の一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p>(賞 罰) 第23条 2 (2) 本会の会則に著しく違反した者</p> <p>附則7 この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日2021年〇月〇日より 施行する。</p>	<p>(賞 罰) 第23条 2 (2) 本部の会則に著しく違反した者</p>

千葉県西部支部役員名簿

2021年6月20日現在

役職	氏名	所属	卒年	学部
支部長	前田 <small>かつみ</small> 勝己	船橋	38	商
名誉支部長	行木 <small>なめき</small> 勝雄	市川	35	法
顧問	宇都宮 <small>うつのみや ゆきまさ</small> 幸正	柏	29	政経
	佐川 清	市川	33	経営
	小疇 <small>こあぜ たかし</small> 尚	流山	36	院文
	関 俊雄	我孫子	38	政経
	穴澤 <small>とよじ</small> 豊治	船橋	43	政経
	清水 潔	松戸	45	商
相談役	堀越 好夫	船橋	29	政経
	溝淵 <small>みぞぶち りょうじ</small> 良二	船橋	34	工
副支部長	山中 <small>いさむ</small> 勇	浦安	49	法
	中山 高春	松戸	46	商
	猪瀬 <small>やすし</small> 安次	我孫子	42	商
	竹之内 明	柏	44	商
	高橋 敏夫	船橋	42	商
	伊与久 <small>いよく よしこ</small> 美子	市川	42	文
	広井 武昭	流山	39	法
幹事長	武士田 <small>ぶしだ たかし</small> 卓志	市川	62	法
常任幹事	板橋 純三郎	浦安	52	法
	田中 賢司	浦安	62	政経
	新井 <small>まさかず</small> 正和	浦安	63	商
	後藤 <small>まさる</small> 優	松戸	46	商
	和知 <small>わち じゅんこ</small> 順子	松戸	46	文
	土屋 <small>しげみ</small> 成美	松戸	55	商
	計 <small>ちやういちろう</small> 長一郎	我孫子	43	商
	志知 <small>しち</small> 民男	我孫子	43	商
	高橋 <small>さとる</small> 智	我孫子	50	商
	今井 <small>すすむ</small> 享	柏	49	政経
	加茂 <small>はるお</small> 治男	柏	37	商
	伊東 忠雄	柏	45	政経
	谷江 政夫	船橋	45	政経
	山崎 とよ子	船橋	40	文
	姿 <small>すがた たかし</small> 卓	船橋	42	工
	糸井 <small>だいえ</small> 大恵	船橋	55	商
	伊与久 <small>いよく たかし</small> 剛史	市川	42	文
	明村 澄雄	市川	47	政経
	高橋 一郎	市川	52	工
	菊池 <small>まさふみ</small> 雅史	流山	44	院工
	大房 <small>おおふさ としお</small> 寿雄	流山	36	法
	内山 正徳	流山	37	商
	芦澤 純一	流山	47	工
会計幹事	若林 利明	松戸	48	院経
	佐藤 雅英	我孫子	47	政経
監査委員	秋葉 <small>あきば あきら</small> 昭	浦安	39	政経
	高梨 政夫	市川	40	商
	植松 <small>としあり</small> 敏有	柏	40	商

明治大学校友会 千葉県西部支部会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、明治大学校友会千葉県西部支部と称する。

(地 位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則(以下「本部会則」という。)第3条第1項の規定に基づく「支部」である。

(目 的)

第3条 本会は、本部会則第4条の規定に基づき明治大学校友会本部(以下「本部」という。)が実施する事業に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、支部長の居住地若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所に、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本部との連携による大学賛助のために必要な事業
- (2) 本会振興のために必要な事業
- (3) 地域社会に対するPRと貢献
- (4) 下部組織たる地域支部への支援
- (5) 会員名簿の整備及び管理
- (6) 会報等の発行
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会 員

(構成員)

第6条 本会は、本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者(以下「校友」という。)のうち、同第6条第1項の規定に基づき千葉県(以下「本県」という。)に居住する者及び同項ただし書きの規定に基づき本会への所属に変更した者(この会則において「会員」という。)によって組織する。

2 前項に規定する会員以外の校友で、本県内に勤務先又は事業所を持つ者を本会の特別会員とすることができる。

3 本部会則第7条に規定するところにより、本県出身の在學生を本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 若干名 |
| (3) 支部幹事長 | 1名 |
| (4) 支部幹事 | 若干名 |
| (5) 支部監査委員 | 2～3名 |

(選任)

第8条 支部長、副支部長及び支部監査委員は、会員総会(以下「総会」という。)で選任する。

- 2 支部幹事長及び本部会則第18条第2項第5号に規定する代議員は、支部長が指名し、総会の承認を得るものとする。
- 3 支部幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 支部長、副支部長及び支部監査委員の任期は、就任後4回目に開催する定時総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、支部長及び支部監査委員の再任は、同一職につき1回限りとする。

- 2 支部幹事長及び支部幹事の任期は、支部長の任期に準ずる。ただし、支部長が欠け、後任の支部長が選任された場合、支部幹事長及び支部幹事は、後任の支部長が指名した支部幹事長及び支部幹事が就任したときに退任する。
- 3 前条第2項に規定する代議員の任期は、就任後2回目に開催する定時代議員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 4 補充により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉支部長・顧問・相談役)

第10条 本会に名誉支部長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉支部長、顧問及び相談役は、本会に特別の功労があった者の中から、支部長が総会の同意を得て委嘱する。
- 3 前項により委嘱された者の任期は支部長の在任期間とする。

(支部長の職務)

第11条 支部長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 支部長は、本会に所属する地域支部を統括する。

(副支部長の職務)

第12条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順位に従い支部長の職務を代行する。

(支部幹事長の職務)

第13条 支部幹事長は、支部長の指示に従い本会の運営にあたる。

(支部幹事の職務)

第14条 支部幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

(支部監査委員の職務)

第15条 本部会則第37条第2項乃至第4項、第7項及び第8項の規定を支部監査委員に適用する。

第4章 会 議

(総 会)

第16条 本会は、総会を毎年1回定時に開催する。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

- 2 支部長は、総会開催日より2週間前に、付議事項を記載した文書により、知れたる各会員及び各特別会員(会員権停止中の校友を除く。)に通知しなければならない。
- 3 総会は、支部長が招集し、議長となる。
- 4 総会は、原則として会員に公開する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合、本部会則第27条第1項に規定する「別段の定め」を適用し、定足数を設けない。

(役員会)

第17条 役員会は、総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する。

- 2 役員会は、支部監査委員を除く役員により構成する。
- 3 役員会は、支部長が招集し、議長となる。
- 4 役員会は、構成員の3分の1以上の出席によって成立する。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 支部監査委員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第18条 本会は、必要に応じ、役員会の議を経て委員会を設ける。

- 2 委員長及び委員は、支部長が指名する。
- 3 委員会は、委員長が開催日の1週間前に招集し、議長となる。
- 4 委員会は、支部長よりの諮問を審議し、その結果を支部長に答申する。
- 5 常設以外の委員会は、諮問に関わる事項が完結した時点で終了する。
- 6 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

第5章 事業年度・会計等

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第20条 本会の運用経費は、本部からの助成金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計処理)

第21条 本会の会計は、「校友会支部経理規程」に基づいて処理しなければならない。

(事業計画・報告及び予決算)

第22条 本部会則35条第2項乃至第4項の規定を本会に適用する。

第6章 そ の 他

(賞 罰)

第23条 支部長は、本会のため特に功労があつた会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、次の会員を、総会出席者3分の2以上の同意により、懲戒し又は会員資格を停止することができる。

(1) 本部会則第49条第2項の規定の適用により会員資格の停止を受けた者

(2) 本部の会則に著しく違反した者

(3) 本会の名誉を著しく汚す行為があつた者

(4) 会員たる面目を著しく失墜する行為があつた者

(変更の届出)

第24条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先に変更があつた場合、遅滞なく本部又は本会に届け出るものとする。

(会則の改正)

第25条 この会則の改正は、総会出席者3分の2以上の同意により決し、会長の承認を得なければならない。

2 前項により改正された会則は、会長の承認を得た日の翌日より施行する。

(本部会則の優先)

第26条 この会則に定める規定が本部会則に定める規定に抵触する場合は、本部会則が、この会則に優先する。

(規定の解釈)

第27条 この会則に定めのない事項については、総会の議を経て決定する。

附則1

この会則は、2003年2月23日開催の臨時代議員総会において改正された本部会則を受けて改正(制定)する。

附則2

この会則は、2003年3月31日までに会長の承認を受け、同年4月1日より施行する。

附則3

この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日より施行し、2015年6月22日から適用する。ただし、第9条第1項の規定並びに第23条第2項第1号の規定は、2014年7月27日開催の定時代議員総会において改正された本部会則を受けて改正する。

附則4

この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日2017年7月20日より施行する。

附則5

この改正は、会長の承認を得た上で、その翌日2018年8月23日より施行する。

附則6

2020年6月の総会で選任する支部長、副支部長及び支部監査委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、同項中「就任後4回目」とあるのを「就任後3回目」と読み替える。

